

流山市自由通路等有料広告業務 仕様書

本仕様書は、流山市自由通路等有料広告業務の業務内容を定めるものとする。

1 契約期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

2 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 業務場所

- (1) 流山おおたかの森駅自由通路（流山市おおたかの森東1丁目1番地の1）
- (2) 南流山駅前公園（流山市南流山2丁目1）

4 業務内容

最も優れている提案を行った応募者（優先交渉権者）は、企画提案書の内容を基に本市との間で契約締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者として本市と契約締結し、次に掲げる業務を実施するものとします。

- (1) 広告主の募集活動を行うこと。
- (2) 広告媒体の導入から維持管理、撤去に至る一連の費用を調達すること。
- (3) 設置した広告媒体の維持管理を行うこと。
- (4) 契約期間の満了時、契約期間中に広告媒体の撤去が必要となったとき、または契約が破棄されたときは、速やかに広告媒体を撤去し、現況復旧すること。
- (5) 契約に基づく広告料を本市に納入すること。

5 業務スケジュール

- (1) 広告媒体の設置・案内板等の更新 令和7年4月1日～
準備が整ったものから順次設置
- (2) 広告媒体等の維持管理 令和7年4月1日～
令和12年3月31日
- (3) 広告媒体の撤去 令和12年3月31日

6 広告料の納入方法

納入方法は、別途市が発行する納入通知書により年2回、指定期日（前期は9月末、後期は3月末）までに納入すること。

7 広告媒体等に関する条件及び配慮事項

- (1) 流山おおたかの森駅自由通路及び南流山駅前公園での広告媒体の種類、数量及び設置場所については、別紙1、2のとおりとすること。
- (2) 南流山駅前公園のデジタルサイネージのみ、パンフレットを収納できるラックが備え付けられたデジタルサイネージとすること。
- (3) 流山おおたかの森駅自由通路及び南流山駅前公園に現状設置されているデジタルサイネージおよびポスター掲示スペースは、市民への情報発信媒体として市民サービス向上につながっていることから、これらの媒体については現状のサービスレベル（サイネージのサイズ、屋外仕様等）と同等以上で設置することを必須とするが、詳細については市と協議すること。
- (4) デジタルサイネージについては、市の行政情報を掲載できるように広告掲出時間の最大値に1/3をかけた時間程度を確保すること。ただし、行政情報の掲載量により協議の上調整できるものとする。
- (5) 広告媒体の種類、数量ごとに本市へ納入する広告料の算出根拠を明確にすること。※企画提案書「様式2-2」
- (6) 流山おおたかの森駅自由通路柱巻き広告についての広告物に対する規制は、流山市広告物条例第3種規制地域の共通基準に準拠すること。
- (7) 電気代が発生する広告媒体については、電気代相当分の算出方法を明確にしたうえで、本市もしくは直接電力会社へ相当額を納入すること。
- (8) 契約日以降に事業者が新たな広告媒体を設置しようとするときは、その広告媒体の種類・数量・仕様や市へ納入する広告料を提示のうえ、本市との協議が整った場合に追加設置を可能とします。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。

9 問い合わせ先

流山市 総合政策部 マーケティング課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7150-6308 mail：market@city.nagareyama.chiba.jp